特許庁工業所有権保護適正化対策事業

２００８年度　模倣被害調査報告書

２００９年３月

特　　許　　庁

― 目次 ―

模倣被害調査の概要

1.調査の目的.....1
2.アンケート調査の概要.....1
3.本調査における模倣被害の定義.....5
4.模倣被害調査に関する専門委員会.....6
5.調査対象企業へのヒアリング調査.....6

2008 年度模倣被害調査報告書　調査分析結果の概要.....7

Ⅰ．調査分析の結果

1.　模倣被害の現状と傾向.....1
1.1.　模倣被害の概況.....1
（１）模倣被害の全体結果.....1
（２）模倣被害率及び被害社数の推移.....2
1.2.　模倣被害の傾向.....3
（１）模倣被害（逸失利益総額）の推移.....3
（２）主要な国・地域ごとの模倣被害総額（逸失利益総額）の内訳.....6
（３）企業規模別の模倣被害の傾向.....7
（４）商品分野別の模倣被害の傾向.....8
（５）知的財産権権利別の模倣被害の傾向.....10
（６）国内外の知的財産権権利別の模倣被害の傾向.....11
（７）主要商品分野別の知的財産権権利別模倣被害率.....12
（８）模倣手口の巧妙化.....13
2.　模倣品の発生地域・流通構造に関する分析.....14
2.1.　国内外の模倣被害傾向.....14
2.2.　模倣被害の発生国・地域の傾向.....16
2.3.　模倣品の流通構造.....18
（１）製造国・地域別の模倣被害の傾向.....18
（２）経由国・地域別の模倣被害の傾向.....22
（３）販売消費国・地域別の模倣被害の傾向.....24
（４）中国での模倣被害の傾向.....27
（５）中国で製造された模倣品の販売消費国・地域.....30
（６）国内で販売消費される模倣品の製造国・地域.....31
（７）国内で製造される模倣品の販売消費国・地域.....32
2.4.　各国における不正な権利の取得状況.....34
3.　模倣被害発生要因.....37
3.1.国内外の模倣被害の発生要因.....37
3.2.模倣被害発見の契機.....38
4.模倣品の内容、品質、価格水準.....39

4.1.模倣品の内容に関する傾向.....39
4.2.模倣品の品質に関する傾向.....42
4.3.模倣品の価格水準に関する傾向.....44
5.　模倣被害対策の実施内容に関する分析.....45
5.1.　模倣被害対策の実施状況.....45
（１）模倣被害企業の全体結果.....45
（２）模倣被害企業における対策の実施状況.....46
（３）会社規模別の模倣被害対策実施状況.....47
（４）模倣被害対策の国別実施状況.....48
5.2.模倣被害対策の内容と効果.....49
5.3.模倣被害対策費の動向.....51
5.4.模倣被害対策における企業間連携.....53
（１）模倣被害対策における企業間連携の実施状況.....53
（２）模倣被害対策における企業間連携の実施内容.....53
5.5.　公的機関による支援施策.....54
5.6.　模倣被害対策をしていない理由.....55
6.　インターネットによる模倣被害状況.....58
6.1.　インターネットによる模倣被害状況.....58
6.2.　インターネットによる模倣被害の内容.....59
6.3.　インターネットによる商品分野別の模倣被害の状況.....60
6.4　インターネット上の模倣被害対策.....61

Ⅱ．資料編

模倣被害調査の概要

１．調査の目的

模倣品・海賊版による被害は、近年さらに複雑化・広範化し、産業上の損失だけでなく、偽造医薬品等による身体への危害や組織犯罪への資金の流入等も深刻な問題として意識されており、模倣品・海賊版対策は、国際的な連携の下、これまで以上に強力な取り組みが求められるようになっている。特許庁では関係省庁及び外国政府や国際機関等と連携し、海外における被害企業の支援、国内における取締活動への協力、消費者啓発等の施策を一層充実させるべく取り組みを進めているところである。

本調査は、1996 年度以来、我が国企業を対象としたアンケート調査に基づき、企業の国内外での模倣被害の実態を収集・分析し、被害の現状を把握することにより、模倣品・海賊版対策の政策立案に活用するとともに、本調査結果をホームページ等に掲載し広く情報提供することにより、各企業・団体等の模倣品・海賊版対策や消費者への普及啓発等に活用することを目的として毎年度実施しているものである。

また、政府間交渉や国際機関の調査報告等の基礎資料としても活用できるよう、国地域・商品分野別の被害状況や対策の実施状況の分析を充実させた。

加えて、専門委員会の開催や企業ヒアリングの実施を通じて国内外での模倣被害の現状や被害対策の状況について企業・業界団体・支援機関等から情報を得ることで、より現状に近い分析や事例を掲載し、企業等で活用しやすい報告書とすることを目指している。

２．アンケート調査の概要

（１）調査の対象

過去 5 年間（2001 年度～2005 年度）において日本で特許登録出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行った国内の企業・団体のうち、合計出願件数の多い企業・団体上位 8,000 社を調査対象とした。

（２）調査内容・調査方法

調査は、2007 年度（2007 年 4 月 1 日～2008 年 3 月 31 日）の企業における国内外での模倣被害や被害対策の状況等について「模倣被害に関するアンケート調査票」を送付、回収することで実施した。アンケートは、Web アンケート入力フォームからの回答及び郵送での回答により、調査票の回収を行った。

（３）調査実施期間

2008 年 9 月 9 日 ～ 2008 年 11 月 10 日

（４）アンケート調査の回収状況

調査票の回収数は 3,663 社、そのうち有効回答は 3,650 社、有効回答率は 45.6%（ 3,650 社/8,000 社 ）となった。

本調査の発送・回収状況

発送数	8,000 社
回収数	3,663 社
有効回答数	3,650 社
有効回答率	45.6%

（５）回答企業・団体の概要

１）資本金規模別構成比率

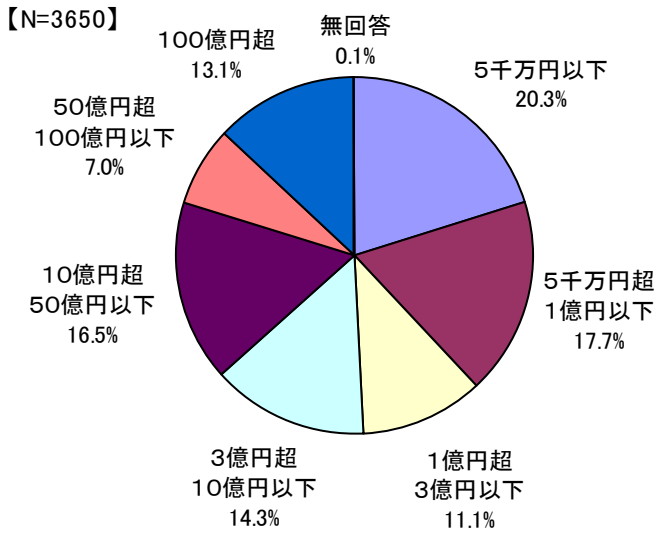

２）従業員数規模別構成比率

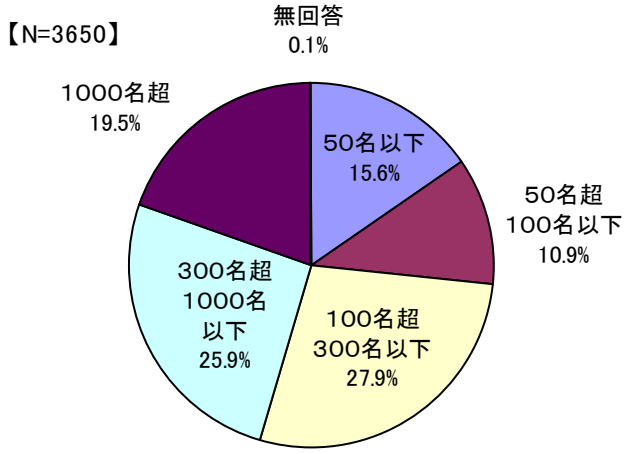

３）業種別構成比率　【N=3650】

農林水産業	0.2%	電気･ガス･運輸･通信業	3.5%
鉱業	0.2%	卸売業	7.8%
建設業	3.7%	小売業･飲食店	3.3%
食品･繊維系製造業	10.3%	金融･保険･不動産業	1.5%
化学系製造業	12.2%	サービス業	6.9%
鉄鋼･金属製造業	4.2%	その他	1.4%
機械系製造業	17.6%	無回答	1.2%
その他製造業	26.0%		

４）商品特性（複数回答）

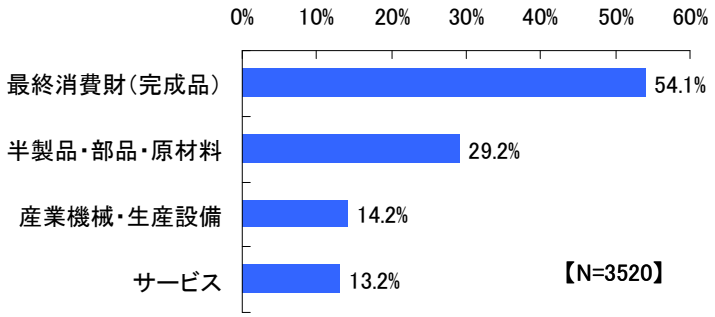

※無回答を除く

５）海外事業展開、輸出の有無（単数回答）

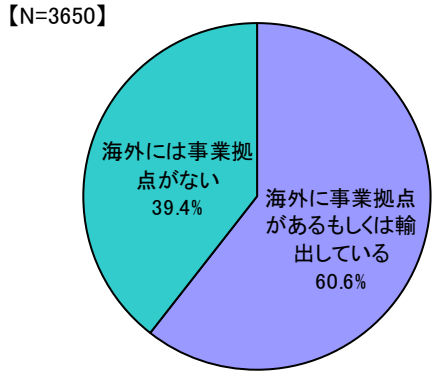

６）調査対象企業・団体の主力商品分野（複数回答）

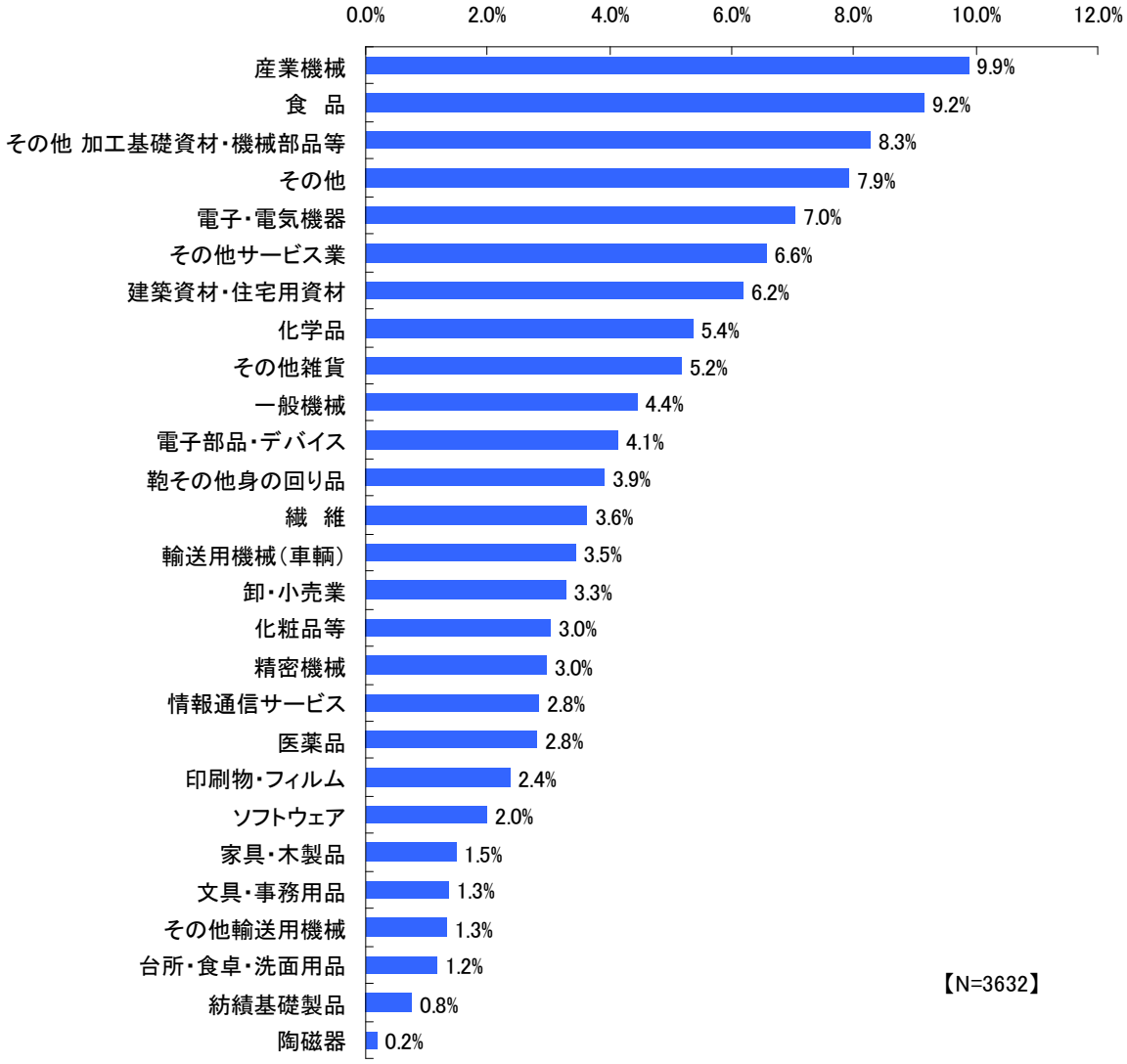

※無回答を除く

７）事業展開先または輸出先の国・地域のエリア（複数回答）

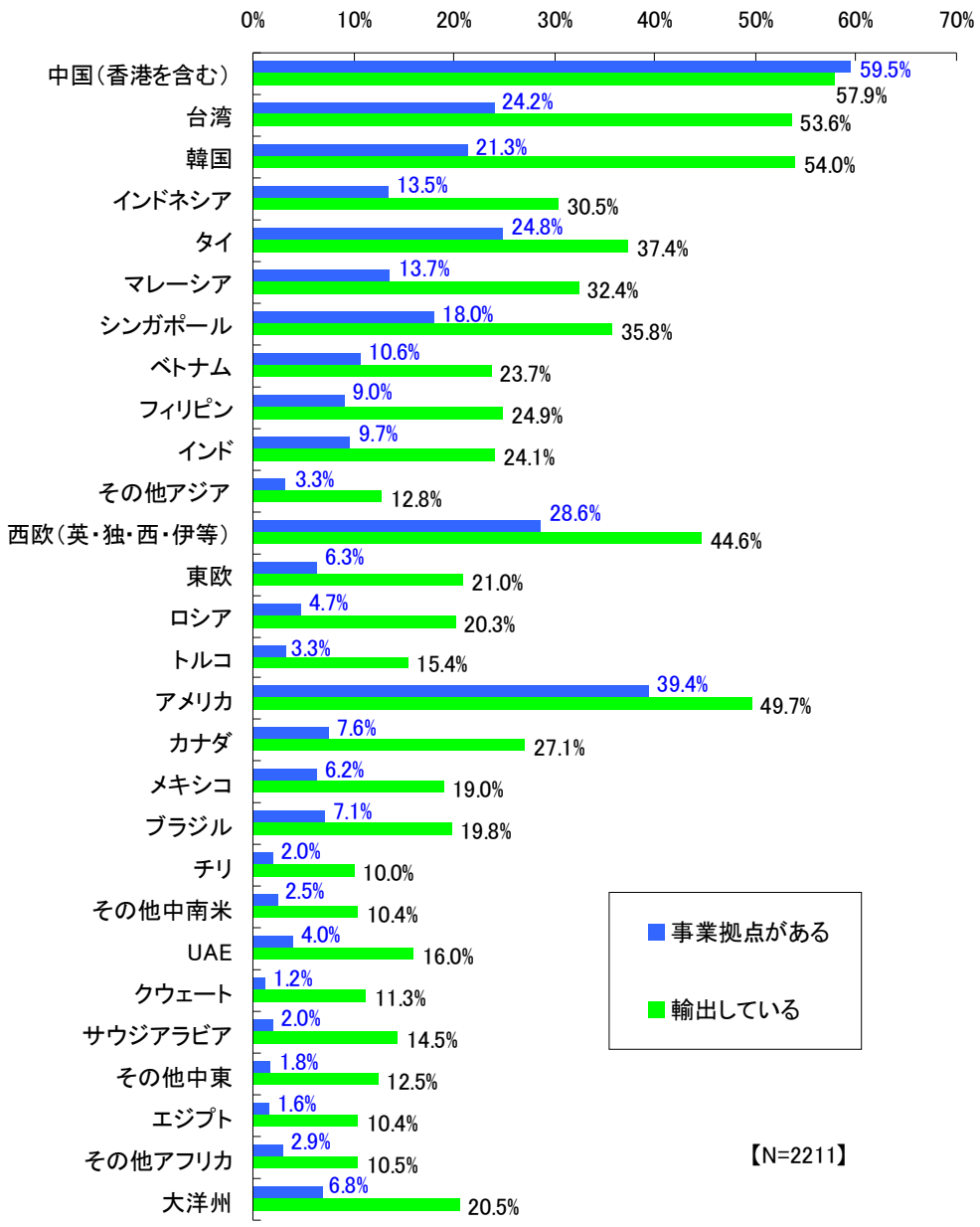

【資料編 63 頁～65 頁】

３．本調査における模倣被害の定義

本調査では、模倣被害の定義を次のように行った。

● 本調査における模倣被害の定義について

模倣被害とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権などの（※1）知的財産権を侵害した製品・サービスが、製造・販売等されることで利益を損なう可能性がある被害のことをいいます。

ただし、本調査における模倣被害は上記模倣被害に加え、（※2）権利化していない貴社製品・サービスの模倣被害を含むこととします。

例えば、次のようなケースが模倣被害に含まれます。

- 製品のブランドロゴが盗用された偽ブランド品が流通しているケース
- 真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピーが流通しているケース
- ライセンス許諾を受けずに半製品や付属品等の非正規製品が製造され、格安商品として販売されているケース
- 製品製造や加工技術に不正に技術が盗用されているケース
- CD や DVD 等の海賊版・違法コピー
- 知的財産権を権利化していない国・地域において、我が国における権利または使用している商標などを盗用した出願・登録がされている、または盗用して登録された権利に基づいて当該国への輸出が差し止められているケースなど

※１　「知的財産権」には、“特許権”、“実用新案権”、“意匠権”、“商標権”、“著作権”及びその他の知的財産権（育成者権、回路配置利用権、不正競争防止法上の営業秘密・商品等表示・商品形態等、会社法上の商号）が含まれます。

※２　「権利化していない」とは、例えば日本では権利を取得しているが、当該外国において模倣対象製品の知的財産権を保有しておらず、かつ、現在出願もしていない場合などをいいます。

（注）本調査では、特許、実用新案、意匠及び商標の出願合計数の上位 8,000 社を対象としてアンケート調査を実施しているため、本報告書で記載されている著作権や営業秘密等の知的財産権侵害に関しては、必ずしも我が国企業の被害状況等の全体像を示しているものではありません。

４．模倣被害調査に関する専門委員会

本調査では、より正確かつユーザーにとって有用な模倣被害調査の実施に向けて、調査実施主体である特許庁及びユーザーの間の連携を確保すべく、模倣品問題及び知的財産権制度等に知見を持つ産業界及び支援機関の実務者から構成される「模倣被害調査に関する専門委員会」を開催した。

本委員会では、模倣被害に関するアンケート調査の結果を報告するとともに、模倣被害の現状や今後の見通し、必要となる対策、政策支援のあり方等について議論し、各委員より提言をいただいた。議論の結果は本調査の分析内容に反映させる形で報告書に取りまとめた。専門委員会のメンバーは以下のとおり。

≪2008 年度　模倣被害調査に関する専門委員会　委員名簿≫

菅井　孝　　社団法人日本自動車工業会　知的財産専門委員会　知的財産専門部会　部会長

秋山　守雄　社団法人全日本文具協会　知的財産部会　委員

齋藤　憲道　社団法人電子情報技術産業協会　知財保護専門委員会　委員

佐藤　稔　　社団法人日本ベアリング工業会　国際部長

平井　良治　社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会　模倣品対策委員会　委員長

（事務局）
特許庁総務部国際課
株式会社 東京商エリサーチ

（オブザーバー）
経済産業省　製造産業局　模倣品対策・通商室
　　同　　商務情報政策局　文化情報関連産業課

５．調査対象企業へのヒアリング調査

調査報告書の内容をより一層充実したものとするため、アンケート調査および有識者による専門委員会実施後、訪問または電話によるヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング対象企業は、模倣被害を受けたとの回答企業から選出した。

2008 年度模倣被害調査報告書　調査分析結果の概要

平成 21 年 3 月
特　　許　　庁

2008 年 9 月から 11 月にかけて実施した我が国企業・団体 8,000 社への模倣被害に関するアンケート結果（有効回答数 3,650 社、被害企業数 876 社）をもとに、2007 年度（2007 年 4 月～2008 年 3 月）における我が国産業界が受けた国内外での模倣被害の状況について、過去の被害調査の結果とも比較し取りまとめたところ、調査分析結果の概要は以下のとおり。

１．模倣被害の現状と傾向

2007 年度の模倣被害率は 24.0%であり、前年度被害率から 1.0%上昇。模倣被害率の推移は 2002 年度（28.8%）をピークとして数年低下傾向にあったが、2006 年度から増加に転じ被害企業社数でみると 3 年連続の増加となった（**図 1**）。

規模別で見ると大企業、中小企業ともに前年度比で増加。主要な商品分野別では、運輸・運搬機械が大幅増、電子・電気機器が増加、雑貨、一般機械・産業機械が減少した。

国・地域別の被害傾向では、中国・韓国・台湾等での被害率は前年度比で減少しているものの、依然高水準にあり、引き続き我が国企業の模倣被害の動向に注意していく必要がある。

模倣被害社数及び模倣被害率の推移（図 1）

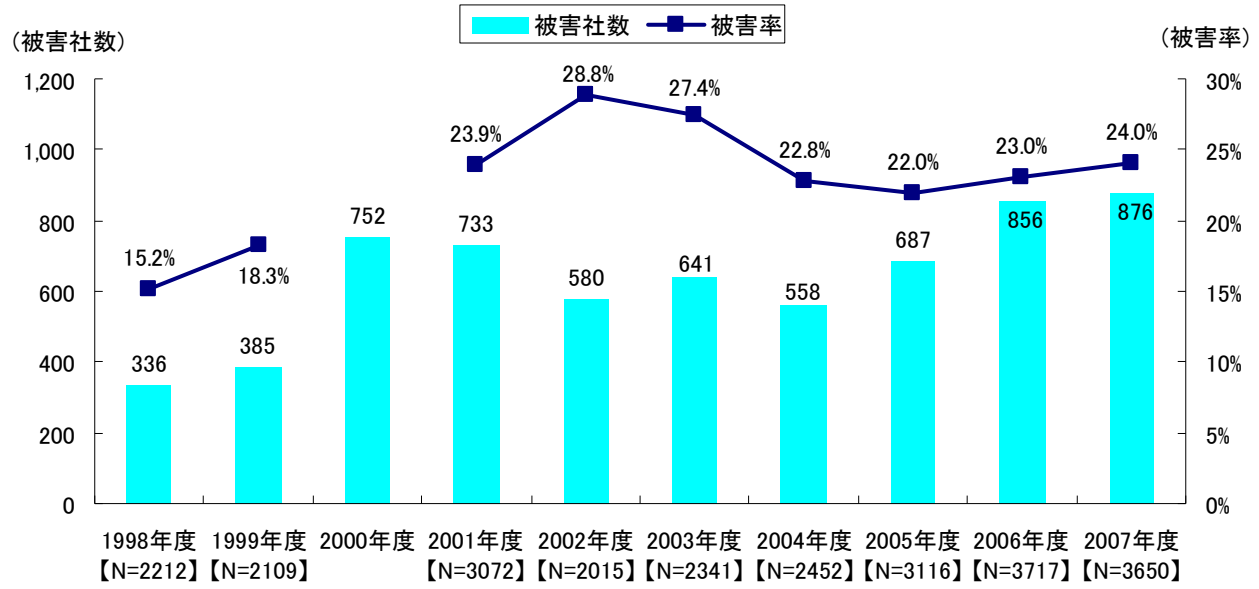

（注 1）模倣被害率　＝　模倣被害社数　／　総回答社数

（注 2）2000 年度の調査は被害社のみを対象としたために模倣被害率は不明

２．企業規模、商品分野、権利別の模倣被害動向

（１）企業規模別被害動向（図 2）

大企業の被害率（2007 年度:28.2%）は中小企業（同 21.1%）より高い傾向にあり、2006 年度には大企業と中小企業の被害率の格差が前年度比でやや拡大したが、2007 年度の被害率の格差は横這いで推移している。

（２）商品分野別被害動向（図 3）

被害企業数の約半数を占める「一般機械・産業機械」及び「電子・電気機器」、「運輸・運搬機械」、「雑貨」の４商品分野の動向は、2007 年度では「運輸・運搬機械」が大幅増、「電子・電気機器」が増加、雑貨、一般機械・産業機械が減少に転じている。2003 年度との比較では、特に雑貨及び一般機械・産業機械の分野が大きく減少している。

（図 2）企業規模別の被害率

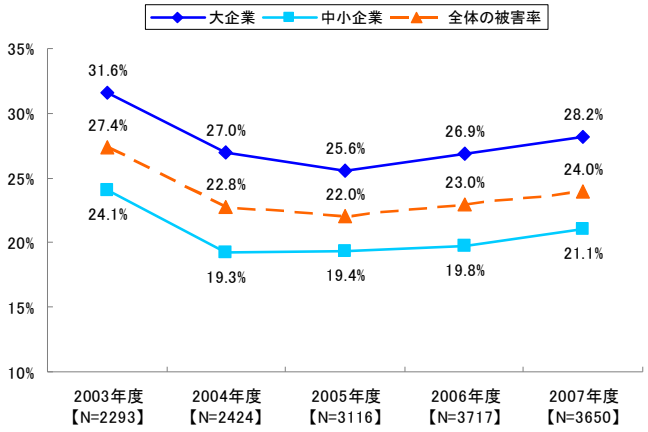

（図 3）商品分野別被害率の推移（複数回答）

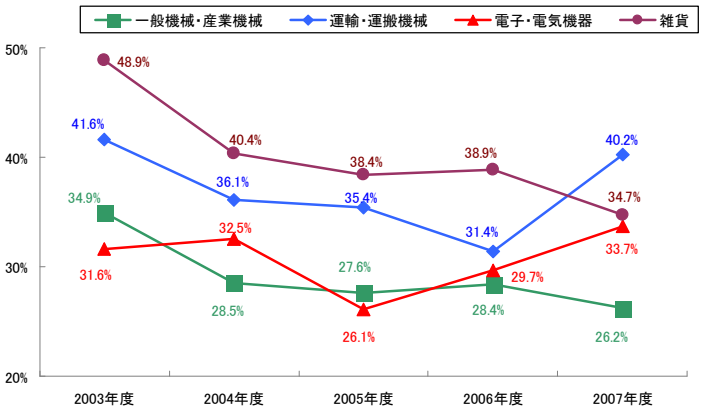

（３）権利別被害動向（図 4）

知的財産権の権利別では、被害率の高い商標、意匠が前年度比でやや増加に転じ、特許・実用新案、著作物の模倣被害率は前年度比でやや減少した。

（図 4）知的財産権の権利別被害社数の割合（複数回答）

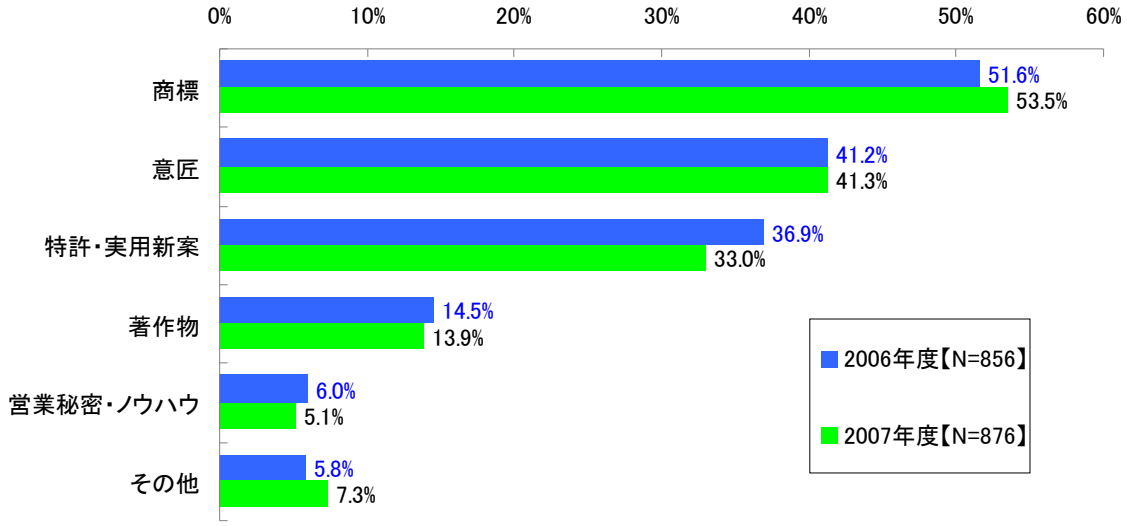

（注）本調査では、特許、実用新案、意匠及び商標の出願合計数の上位 8,000 社を対象としてアンケート調査を実施しているため、本報告書で記載されている著作権や営業秘密等の知的財産権侵害に関しては、必ずしも我が国企業の被害状況等の全体像を示しているものではない。

３．国・地域別の模倣品の流通構造

（１）模倣被害地域の分布

製造、経由、販売消費のいずれかの被害を受けた国・地域別の被害企業の比率（**図 5**）をみると、前年度に引き続き中国での被害が最も大きく(2007 年度:69.4%)、次いで日本（同 51.1%)、台湾(同 30.1%)、韓国(同 27.5%)、タイ（同 13.7%）と続いており、前年度比で概ね減少傾向にあるものの、アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。その他の地域では、欧州(同 17.6%)、北米（同 14.6%)、がアジアに次いで被害多発地帯となっている。

（図 5）模倣被害を受けた国・地域（複数回答）

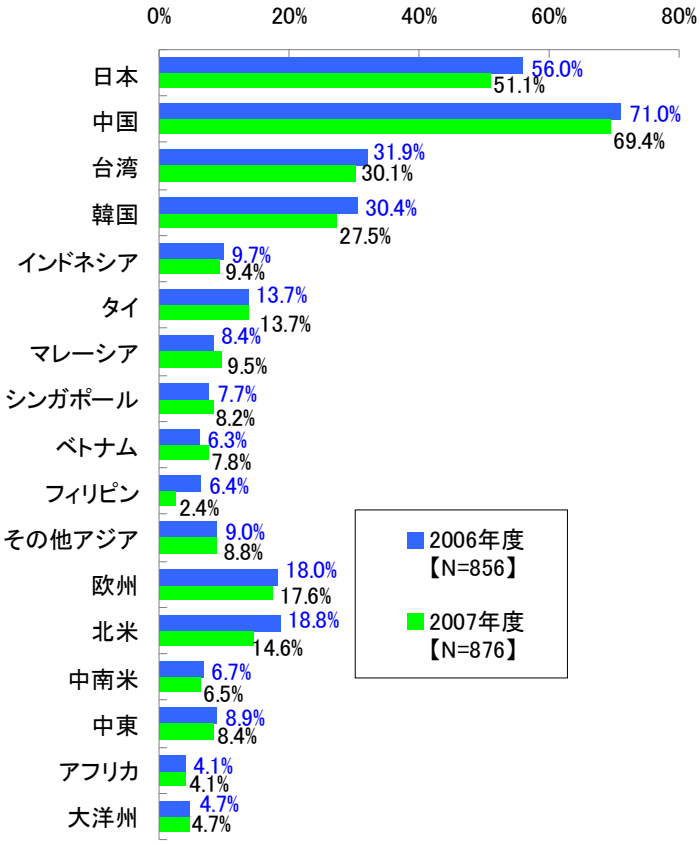

（２）模倣品の製造国・地域

模倣被害を受けた企業の 66.1%が模倣品は中国で製造されていると回答しており、近年の傾向では国内での製造被害が減少（2003 年度比▲3.9%)、アジアの他地域も概ね減少傾向にある。しかし、減少幅は小幅で依然として中国が模倣品製造の中心拠点となっている。なお、中国で製造された模倣品は、中国自国内及び日本での販売消費が中心となっているが、ここ数年では、台湾、韓国、タイなどの地域での販売消費割合が増加している。

（３）模倣品の経由国・地域

模倣品の経由国・地域については中国（2007 年度：16.8%）を挙げる企業の比率が最も高く、次いで日本及び韓国（同 7.8%)、台湾（同 6.8%)、アラブ首長国連邦（同 5.1%）が続く。中国経由の被害率は近年増加傾向（2003 年度比 ＋ 0.7%)にあり、加えて、中東経由の被害も増加している（同 ＋ 0.4%)。

ただし、不明との回答も 11.8%あり、経由地域の把握は困難であることが窺われる。

（４）模倣品の販売消費国・地域

模倣品の販売消費国・地域については、中国（2007 年度:52.7%)、日本（同 45.8%）の被害率が高く、次いで台湾（同 25.2%)、韓国（同 22.3%）等アジアでの被害が中心となっているが、欧州（16.2%)、北米（13.5%）での被害率も高い。近年、日本は減少傾向（2003 年度比▲4.4%)、中国は微増（同 ＋ 1.6%）となっている。

４．企業等における模倣被害対策の動向

（１）模倣被害対策の実施状況

2007 年度の模倣被害対策の実施率（模倣被害対策実施企業／総回答社数）は回答社全体の 36.4%となった(**図 6**)。被害を受けた企業に占める対策実施率は 3 年連続で減少し、対策を講じていると回答した企業数も前年度比で減少している。

模倣被害対策費の支出規模をみると、2006 年度と比べ、2007 年度は「100 万円未満（1 円以上）」の回答率がやや減少し、「100 万円～500 万円未満」の回答率がやや増加していることが確認できるが、概ね前年度と大きな変化はない（**図 7**）。

（図 6）模倣被害対策の実施率

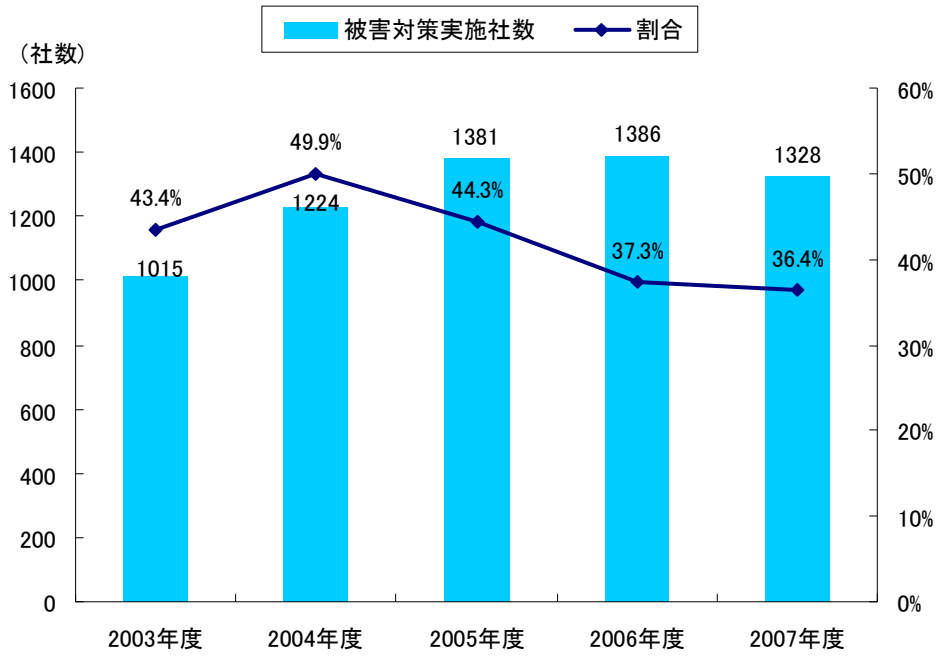

（図 7）模倣被害対策費の構成と平均模倣被害対策費の推移

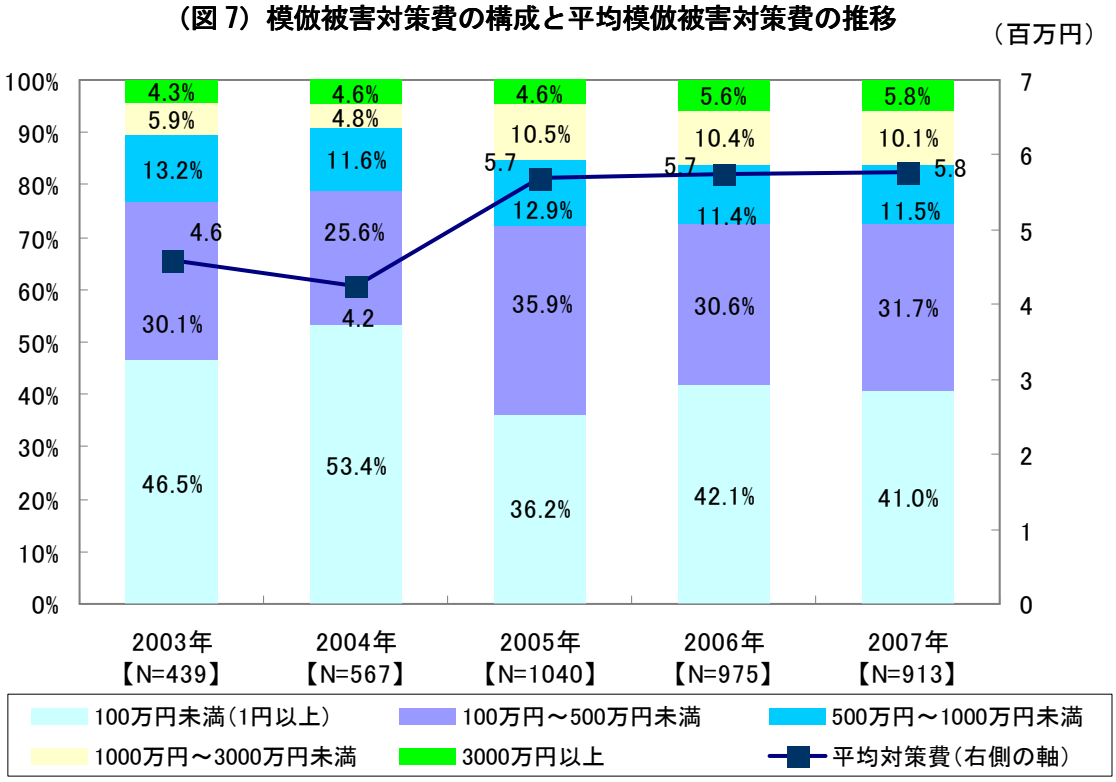

（２）模倣被害対策の内容及び国・地域別の対策状況

模倣被害対策の内容（図 8）は、「国内外での知的財産権の早期取得」（70.9%）とする回答が最も多く、次いで「模倣品の製造業者・販売業者への警告」（41.9%）、「製造業者の調査」（37.7%）が続いている。

国・地域別の被害対策の状況（図 9）については、日本を含めアジア諸国の模倣被害率の高い地域での対策率が高く、日本（54.2%）、中国（39.1%）、韓国（22.0%）、台湾（21.0%）の順となっている。その他アメリカ（18.1%）、西欧（14.7%）での対策率も高い。今後対策を強化する地域としては、中国（24.0%）が多数の企業で挙げられており、次いで日本、韓国、台湾が続きアジア地域での対策強化を図る傾向が窺われる。

（図 8）模倣被害対策の内容及び効果

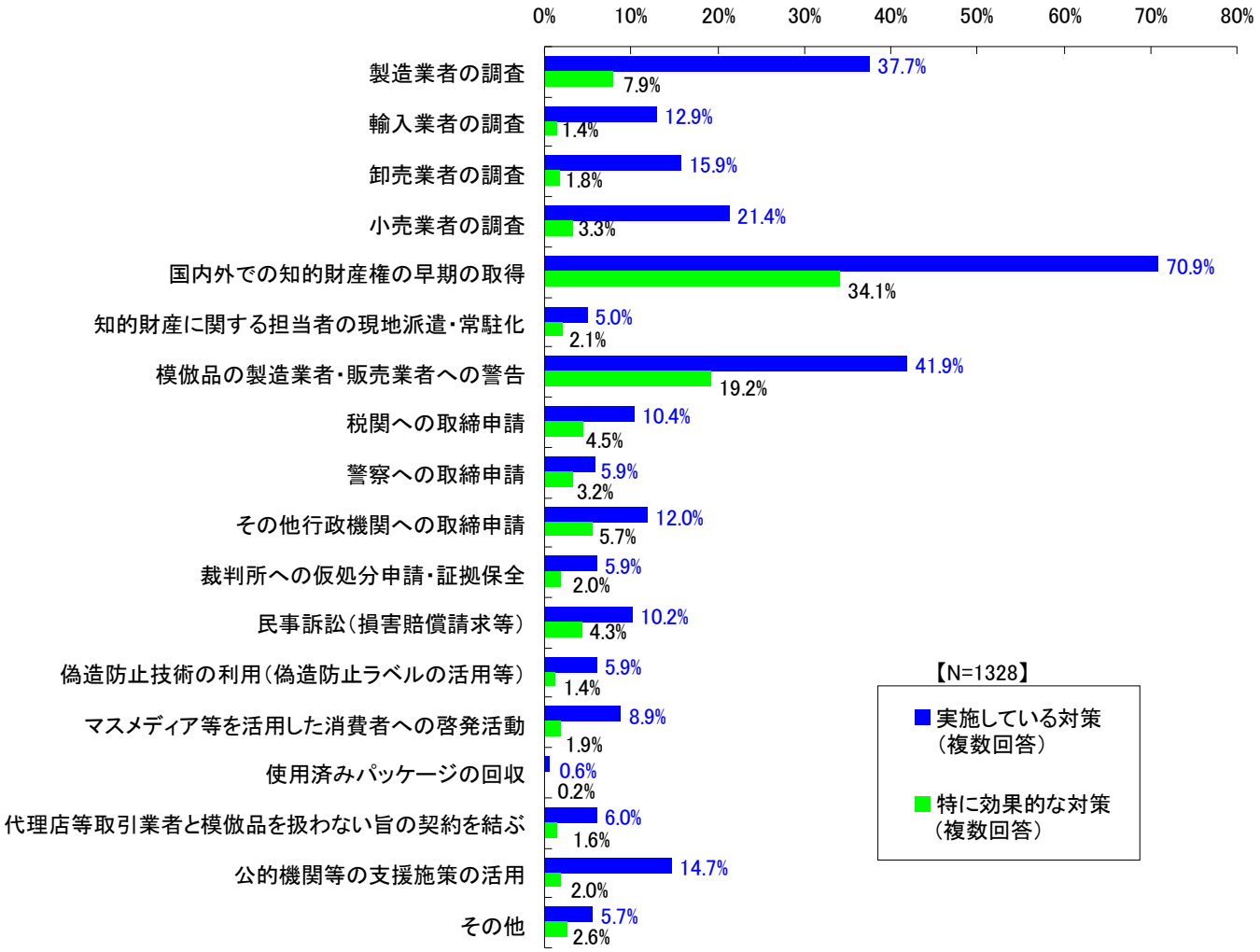
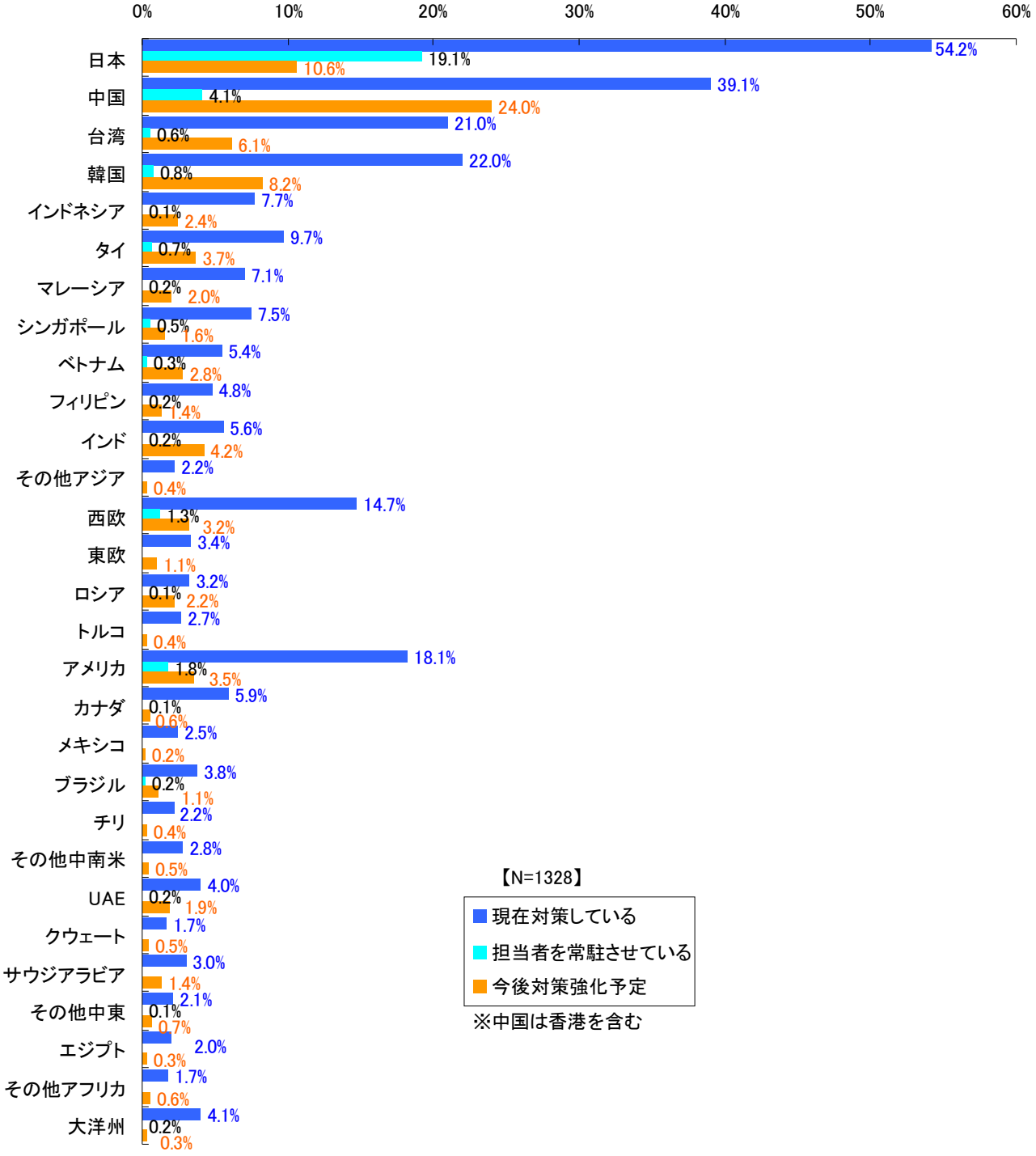
（図 9）国・地域別の被害対策状況及び今後の対応（複数回答）